

令和4年2月21日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設人材育成優良企業（国土交通大臣賞）の募集を開始します！

令和3年（2021年）9月29日に開催された国土交通大臣と建設業4団体との意見交換において、赤羽国土交通大臣（当時）より担い手確保に向けた「CCUS活用をはじめ人材育成に取り組む企業顕彰制度を創設」を発表しました。

この発表を受け、同年10月4日に建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：（一財）建設業振興基金）が開催され、「CCUS活用をはじめ人材育成に取り組む企業顕彰制度創設」を当協議会が実施することです承されました。

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：（一財）建設業振興基金）では、建設産業の担い手の確保及び育成に向けた取組みの推進を図るべく、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能にするための環境整備など、「建設産業の担い手の確保・育成」に向けて、顕著な功績を挙げている企業等を「建設人材育成優良企業」として国土交通大臣賞、不動産・建設経済局長賞及び優秀賞を表彰します。

○応募対象企業

建設産業の担い手の確保・育成に取り組んでいる企業（CCUSの事業者登録をしていること）等

※詳細は別紙をご参照ください

○応募期間：令和4年2月21日（月）～令和4年5月9日（月）

○応募方法：以下の（一財）建設業振興基金のホームページでご確認ください。

「建設人材育成優良企業表彰における企業等の募集」

(<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/kigyou-hyosyou/>)

○表彰式：令和4年7月頃を予定

【受賞制度に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

沖本（内線 24853）、山下（内線 24854）

（電話）03-5253-8111【代表】03-5253-8283【直通】

【応募方法に関する問い合わせ先】

（一財）建設業振興基金 経営基盤整備支援センター

小原（こはら）、溝口（みぞぐち）

（電話）03-5473-4572



「建設人材育成優良企業表彰」の創設について

- ◆ 建設業が「社会資本整備の担い手」、「地域の守り手」として、機能を引き続き担っていくためには、若年者の担い手の確保と育成が急務
- ◆ そのため、CCUSの普及・活用を図ることにより、技能と経験に応じた処遇と育成が受けられる環境を整備していくとともに、各企業や各団体における担い手の確保・育成に向けた具体的な取組みを喚起していく必要

建設業法（第25条の7）において、「建設工事の担い手の育成及び確保」が建設業者の努力義務として、「必要な知識及び技術又は技能の向上」が技術者・技能者の努力義務として規定



CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能とするための環境整備など、「建設産業の担い手の確保・育成」に向けて、顕著な功績を挙げた企業、団体に対して表彰を行い、その努力を讃えることにより、担い手の確保・育成に向けた取組みを推進するため、「建設人材育成優良企業表彰」を創設。



「建設人材育成優良企業表彰」の概要

表彰の対象

- 建設業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、CCUSの活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成に関して、顕著な功績を上げた企業、団体に対して、国土交通大臣等が表彰を行う。
 - ① 以下のような「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けた優良な事業・活動を行う企業
 - ・CCUSの活用など、技能や経験に応じて給与を引き上げる企業
 - ・適正な下請代金による請負契約の締結を推進する企業（CCUSの活用などによる労務費、見積尊重や優良職長手当支給）等
 - ・キャリアパスに基づいた計画的な人材育成（CCUSのレベルアップなど）を行う企業
 - ・女性の定着促進を図る企業
 - ② 上記①のような企業による優良な事業・活動を支援する企業や団体
- 本表彰は中長期的な担い手の確保・育成に向けた取組みを顕彰するものであることから、CCUS利用企業（それを支援する企業や団体を含む）を前提条件とする。

実施体制等

- 「建設産業人材確保・育成推進協議会」に選考委員会を設け、協議会構成団体傘下企業を対象に、広く自薦他薦により表彰を行う。
 - 国土交通大臣賞 1～3程度 国土交通省において伝達
 - 不動産・建設経済局長賞 1～3程度 各 地方整備局において伝達
 - 優秀賞 全国で15～30程度 各 地方整備局において伝達